

基本方向Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

A= 31.5%
B= 57.4%
C= 11.1%

基本施策	施策の方向	NO	事業内容	取組実績	自己評価	進捗状況・課題	担当課
基本施策1 政策・方針決定の場での 男女共同参画の促進	施策の方向1 女性の登用を推進する環 境整備	1	審議会等への女性参画の意義について庁内 の共通認識を深め、充て職の見直し、女性推 薦の促進などにより女性の参画を促進します。	〈表彰審査会〉 内容：自治功労表彰と善行表彰の被表彰者の 選定について審査を行う。 令和5年度の委員構成：大東市議会議長・教 育長・農業委員会会長・民生委員児童委員協 議会会長・区長会会長・副市長	C	充て職のため、女性の登用を推進することは 難しい。	秘書広報課秘書グ ループ
				令和5年度の男女共同参画社会行動計画策 定委員会において、委員の半分以上を女性で 構成した。	A	他の審議会においても女性の参画が増えるよ う、啓発をすすめていく。	人権室
				文化財保護審議会委員に女性1名を委嘱。	B	令和6年度に設置する大東市文化財保存活用 地域計画協議会に女性を委嘱する予定であ る。	生涯学習課
				審議会等の公募市民のうち過半数が女性であ り、バリアフリー基本構想協議会では審議会等 における女性の割合の中間目標値(30%)を 達成している。	B	専門性が高いため大学等の団体から推薦をい ただいているが、推薦いただく人材に男性が多 く、公募市民が女性であっても男性比率が依 然高くなっている。	都市政策課
				・大東市総合介護計画運営協議会 委員12名のうち、女性委員4名 ・大東市地域密着型サービス等の運営に関す る委員会 委員5名のうち、女性委員3名 ・大東市介護認定審査会 委員25名のうち女性委員5名 ・国民健康保険運営協議会 委員14名のうち女性委員5名 ・大東市予防接種健康被害調査委員会 委員8名のうち女性委員3名 ・大東市地域包括支援センター運営協議会 委員5名のうち女性委員1名	B	引き続き推薦団体に女性の推薦を考慮するよ う働きかける。	(保健医療部)
		2	事業所に対して、女性の採用や管理職への登 用、職域の拡大等、女性の労働環境を向上す るための啓発を行います。	男女共同参画の実現に向けて市民じんけん講 座を実施し、事業所人権推進連絡会に参加を 促している。	B	大東市事業所人権推進連絡会会員以外への 啓発が難しい。	人権室
				各機関からの啓発パンフレット等を窓口に設置 し、啓発に努めている。	B	窓口に訪れることのない事業所など広く啓発す ることが必要である。	産業経済室

基本施策1 政策・方針決定の場での 男女共同参画の促進	施策の方向2 政策・方針決定の場で活 躍できる人材の育成【重点 施策】	3	審議会等に参画し活躍できる女性を増やすため、女性リーダーの育成に取り組みます。	男女共同参画人材育成講座として、「プチ起業講座」を実施した。	A	今後も社会情勢や市民のニーズに応じたテーマの講座を開講する必要がある。講座内容については市民が気軽に参加しやすく、かつスキルアップが図れるよう検討していく。	人権室
		4	庁内や学校における女性の管理職登用にに向けた計画的な人材育成とともに、昇任試験の受験促進を図り、女性の管理職登用目標達成をめざします。また、女性の活躍が促進されるよう男女ともに意識改革を促すための研修を行います。	組織全体で継続的に女性活躍を推進するため、令和3年4月に「第2期大東市女性活躍推進行動計画」を策定した。目標達成に向けて、第2期計画の進捗状況を把握するとともに、推進策の検討や見直し等を行った。	B	計画における目標値を設定しており、令和8年3月31日までの5年間での達成に向けた、具体的な方策の検討が引き続き必要である。	人事課
				女性のミドルリーダーの育成にも力を入れ、取り組みを進めており、女性首席1名、女性教頭1名を新たに登用することができた。	B	女性ミドルリーダー、女性管理職ともに新たに登用することができたが、退職女性管理職もいるため、人数の増加に至っていない。	教職員課
		5	庁内や学校における女性職員及び女性教員に対し、多様な経験を積む機会を増やし、女性がチャレンジしやすい職場環境に努めます。	男女職員共に、職員会議等で積極的に発言・企画提案等を行い、主体的に事業を遂行した。	A	企画・立案した事業等を性別にかかわらず、主体性をもって、行うことができた。また、職員間の協力体制も密にできた。	北条青少年教育C
				男性女性に関係なく子ども向けの講座・教室等を企画・運営している	A	現状維持でよいと考える	野崎青少年教育C
		6	事業所や地域に対して、女性活躍推進法の趣旨を周知し、男女が対等に参画し能力を発揮する機会を積極的に提供するポジティブ・アクションの意義を啓発します。	まちづくり出前講座「男女共同参画社会ってなんだろう？」をテーマにて地域に出向いて講座の体制を構築している。	A	まちづくり出前講座にて男女共同参画についての講座を実施した。	人権室
基本施策2 職業における女性の活躍 推進	施策の方向3 男女平等の職場づくりの 促進	7	事業所に対し、職場における男女平等に関する研修会を開催します。	男女共同参画の実現に向けて市民じんけん講座を実施し、事業所人権推進連絡会に参加を促している。	B	大東市事業所人権推進連絡会会員以外への啓発が難しい。	人権室
		8	性別にかかわらず、多様な人材が働きやすいと感じる就業環境をつくるための支援施策を行います。	労働問題に関する紛争に関して、法律の基礎知識を示したり、国などの関係機関への問い合わせなどの情報を提供し、労使間のトラブルが解決するための円滑な話し合いを支援する。	B	窓口に来訪された方にしか支援することができない。	産業経済室

基本施策2 職業における女性の活躍 推進	施策の方向4 女性や若者等への就労支援	9	ハローワーク等関係機関と連携し、職業紹介や就労に関する相談、職業能力向上機会の提供などの支援を行います。	自立相談支援機関「くらしサポート大東」では、「大東市総合就労支援事業」として、就労に向けた意欲の喚起から就労後のフォローアップまで一人ひとりの状況に応じた就労支援を実施しています。	A	今後は、緊急的に住居の確保が必要な住み込み就労の求人案件の確保及び診断や支援を受けていないが、発達障害等の特性が疑われる人の適切な就労支援の機能強化を図ります。	福祉政策課
				市内3か所に設置する地域就労支援センターにおいて、ハローワークの担当者と連絡を取り合うなど連携しているほか、各センターにハローワークの求人を閲覧できる端末を設置しており、相談者が希望する条件の求人をすぐに見ることができるようにしている。	B	情報提供については、センターの相談者や窓口に来る人にしか周知できていない。	産業経済室
		10	大東市地域就労支援センターと連携して障害者、ひとり親(母子)家庭、生活保護世帯、在住外国人の就労支援を行うとともに、大東ビジネス創造センターD-Bizにおいて女性の起業・経営支援を行います。	市内3か所に設置する地域就労支援センターにおいて、就職困難者を対象とした就労相談を行い、障害者、ひとり親(母子)家庭、生活保護世帯、在住外国人等の相談・支援を行っている。また、大東ビジネス創造センター D-Bizを中心に、金融機関と連携し創業希望者に対して、窓口相談、創業セミナー、創業支援融資等による支援を実施している。	B	地域就労支援センターにおいて就職困難者への支援を行っているが、市内にはまだ潜在的な就職困難者がいると思われ、そうした対象者の掘り起こしが必要である。	産業経済室
		11	国の「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、女性のデジタルスキルの向上及び就労支援に取り組みます。	大東市中小企業人材スキルアップ支援補助金により積極的なスキルの向上を支援している。	B	全事業所への周知が難しい。	産業経済室
				男女共同参画人材育成講座として、「プチ起業講座」を実施した。	B	女性のステップアップを目的としているが、デジタル人材の育成に特化した講座ではなかった。	人権室
	施策の方向5 ハラスメントの防止	12	庁内や学校におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの予防啓発・ハラスメントのない職場づくりに取り組みます。また、ハラスメント事案発生時の対応体制の充実とハラスメント被害者の二次被害(セカンドハラスメント)の防止・周知・啓発を推進します。	令和2年11月に、ハラスメント防止等に関する要綱及び指針を施行し、全庁的な相談体制の整備を行っている。相談案件があった場合には、これに基づきスムーズな対応ができるよう、適宜運用方法の見直し等を行った。	B	全庁的な相談体制を整備かつ運用している。引き続きハラスメントに対する認識と理解を組織的に広げるべく周知・啓発を行い、二次被害を起こさない、良好な職場環境の確保に努める。	人事課
				令和2年11月より、ハラスメント防止等に関する要綱及び指針に基づいて相談体制を整備し、相談案件があった場合には、適宜対応した。	A	ハラスメントの防止に繋がるよう、引き続き相談体制を構築するとともに、周知・啓発に努める。	人権室
				学校管理職に対して、ハラスメント抑止のため継続的に支持及び研修会を実施した。また、ハラスメント担当者に適任者を充てるよう指示し、相談しやすい環境づくりに努めた。	A	引き続き、ハラスメントを未然防止するために、風通しの良い職場環境づくりに努める。	教職員課
		13	事業所に対し、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメント防止のための配慮や措置義務の周知徹底とともに、どのようなハラスメントもない職場づくりの啓発を推進します。	関係機関が発行するセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のパンフレットや啓発冊子等を大東市事業所人権推進連絡会会員宛に随時情報提供を行っている。	B	各事業所において、情報提供を行ったパンフレットや啓発冊子についてどこまで活用されているか確認できていない。	人権室
				各機関からの啓発パンフレット等を窓口を設置し、啓発に努めている。	B	窓口を訪れることのない事業所など広く啓発することが必要である。	産業経済室

基本施策3 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の実現	施策の方向6 事業所等への働きかけの強化	14	男女が働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するために、大阪府の「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」等の取組事例紹介や実践啓発を行い、制度の周知・メリットなどのPRをしながら、申請を促します。	働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランスの推進を啓発するパンフレット等を大東市事業所人権推進連絡会会員宛に随時情報提供を行っている。	B	各事業所において、情報提供を行ったパンフレットや啓発冊子についてどこまで活用されているか確認できていない。	人権室
		15	市役所がロールモデルとなるよう「ワーク・ライフ・バランス推進(イクボス宣言)・働きやすい職場宣言」を行い、事業所等への意識啓発や理解の促進に努めます。	新規採用職員研修において男女共同参画について研修し、性別役割固定分担意識について啓発した。	B	全事業所への周知が難しい。	産業経済室
		16	DX(デジタルトランスフォーメーション)化による業務効率化等により、労働環境の改善に取り組む事業所に対する支援を行います。	ものづくりプラットフォームサービス導入支援業務により企業のデジタル化支援を行った。	B	全事業所への周知が難しい。	産業経済室
		17	働きやすい職場についての理解や、各種ハラスメント防止に向けた職場環境の改善に向けて、事業所に対し、研修の機会などの情報提供を行います。	国・府等の施策のパンフレット等を窓口に設置し、啓発を行っている。	B	窓口に訪れることのない事業所など広く啓発することが必要である。	産業経済室
	施策の方向7 仕事と生活の両立に向けた啓発の促進【重点施策】	18	男性の育休取得に向けて、事業所に対し啓発を行います。	国・府等の施策のパンフレット等を窓口に設置し、啓発を行っている。	B	窓口に訪れることのない事業所など広く啓発することが必要である。	産業経済室
		19	日々の家事や育児について、家族間等でのコミュニケーションを図り、互いに支え合い、ともに家庭・地域社会に参画することの重要性や必要性について、さまざまな媒体や機会を通じて周知・啓発を行います。	男女共同参画映画会やカラフルフェスタなど、家族で参加できるイベントを行い、チラシやパネル展示を通じて男女共同参画についての啓発を行った。	A	今後も引き続き家族で参加できるイベントを企画し、積極的な啓発を継続していく。	人権室
	施策の方向8 仕事と生活の両立を支えるしくみづくり	20	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する研修等を通じて、職員の理解促進および意識改革を行います。	役職者を対象とした階層別での研修において、部下の業務や時間のマネジメントについて学ぶことで、管理監督職の意識改革を行った。またヒアリングの機会を利用して、育児休業等の制度について周知した。	B	テレワークの試行やDXの推進により、全庁的に業務量の削減に取り組んではいるものの、職員一人当たりの超過勤務時間は削減できていない。仕事と生活の両立を支える仕組みづくりと、研修等を通じて職員の意識改革に努める。	人事課
		21	ひとり親家庭がワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できるよう、市で行う支援の広報に努めます。	児童扶養手当申請時に窓口でリーフレットを手渡し各種支援の説明を実施。	B	児童扶養手当の現況届(継続申請)時は窓口が混雑するため広報力が低下している。広報の徹底と併せて新たな手法の検討が必要。	こども家庭室子ども政策グループ
		22	家庭において保護者が安心して子育て・教育が行うことができる環境づくりに向けて、「大東市家庭教育応援企業等登録制度」の周知を図るとともに、家庭教育に関する支援、啓発を行います。	本市ホームページや周知用チラシの他、家庭教育講演会のチラシに登録企業等について記載することで、本制度の周知を図った。また、登録企業等向けに家庭教育に関する情報を掲載したメールマガジンを配信し、家庭教育に関する支援、啓発を行った。	A	登録企業等数は117団体(令和6年3月末時点)。地域によって登録数に差があるため、未登録の企業等に対し、更なる普及促進を行う必要がある。	家庭・地域教育課
		23	就労と家庭を両立できる子育て支援として、保育利用枠の拡大等子育て環境の充実を進めます。	保育ニーズに合わせて、保育施設の利用定員の見直しを行った。	A	全国的な少子化の影響もあり、保育所入所希望の増加傾向はゆるやかになっていることから、今後は保育需要に合わせた柔軟な利用定員の見直しを行い、保育施設の安定的な運営に努める。	こども家庭室子ども政策グループ
		24	市役所がモデル職場となるよう、男性職員が育児・介護休業を取りやすい環境整備を進めて取得率を向上します。	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、「第2期大東市女性活躍推進行動計画」を令和3年4月に策定し、全職員向けに通知。「次世代育成支援対策推進法」に基づく「大東市特定事業主行動計画(H27～R6)」とともに推進している。	A	出産育児参加休暇は、取得率が前年度の61.5%から大幅に増加し、初めて100%を達成した。育児休業についても、前年度に引き続き40%以上を維持しており、女性活躍推進行動計画に掲げる目標値30%を達成できる見込みである。今後も、引き続き男性職員が育児休業等を取得しやすい環境づくりを進めていく必要があると考える。	人事課

基本施策4 家庭・地域における男女 共同参画の推進	施策の方向9 男性のためのエンパワ メント支援【重点施策】	25	父親や祖父を対象とした絵本の読み聞かせを サポートする「読みメン」やパパ友サークル活 動の推進、親子健康手帳交付などによる男性 の育児参画を促進します。	土曜日開設のメリットを活かしサッカー教室ば ばともくらぶ等、子育ての楽しみやふれあい、 交流を通して父親を子育てに参画させ、子ども とともに成長できるプログラムを展開する	B	前年度は実施できなかったが、今年度再開で きた。	こども家庭室子ども 支援グループ
				親子健康手帳の交付で、男性の育児参加につ いて促進している。	B	交付の際に、来所されない男性へのアプロー チができていない。	地域保健課
				図書館の男性スタッフによるおはなし会を開 催。父親・祖父に絵本の読み聞かせによる育 児参加のきっかけづくりを行っている。	B	事業内容の工夫・広報に努め、男性参加者の 増加を図る。	生涯学習課
		26	定年後の男性や家族介護を担っている男性、 ひとり暮らしの男性、父子家庭の男性など、孤 立しやすい男性の支援や仲間づくり、エンパ ワメントをすすめます。	子育て支援しとして地域の中高齢者層の方 々に伝承遊びなどを教えてもらう	C	R6年度再開予定、次年度以降、回数を増やせ るかが課題となる	こども家庭室子ども 支援グループ
				高齢者の地域活動を応援するイベントを生活 支援コーディネーターが中心となって開催。時 間・規模・内容を変え、開催することによって生 活スタイルが違う多くの市民に参加してもらえる よう企画し、計11回開催した。 また、デジタルデバイド解消を目的に、コミュニ ケーションツールであるスマートフォンに関する 講座を継続的に開催し、計34回で延べ350人 が参加した。	A	各種イベントや講座等を一体的に捉え、地域 活動等の情報発信、交流を促進していく。 広報等はデジタルが得意でない高齢者もいる ため、広報誌・チラシ等の紙媒体で行うととも に、HP・市公式LINE等のデジタル媒体でも行っ ていく。また、継続的にスマートフォン講座を行 い、高齢者がデジタルの恩恵を受け、コミュニ ケーションツールとして利用できるよう支援を 行っていく。	高齢介護室高齢支 援グループ
				今年度は孤立しやすい男性のためのエンパ ワメント支援となる事業は実施できていない。	C	幅広い生涯学習事業の中で効果的に孤立しや すい男性のためのエンパワメントに関する講 座を開催するために内容等の精査が必要。	生涯学習課
		27	男性に対して、家事や育児・介護、地域活動へ の参画につながるよう学習・実習機会を提供し ます。	令和5年11月に男女共同参画推進講座「親子 のワイルド遊び～子どもにモテる3つの魔法 ～」を実施した。	A	日曜日に実施したこともあり、多数申込があっ た。今後も男性が参加しやすいよう、日時や講 座内容、周知方法等工夫が必要である。	人権室
				ママパパ教室の参加を促し、男性が育児につ いて学習・実習する機会を提供している。	A	全ての妊娠中カップルが参加するわけではない。	地域保健課
				実施していない	C	—	福祉政策課
				現状提供無し	C	職員研修などで職員に啓発、利用者について はセンターだよりの「子どもの人権コーナー」で 沿ったテーマを取り上げる	野崎青少年教育C

基本施策4 家庭・地域における男女 共同参画の推進	施策の方向10 女性のためのエンパワ ーメント支援	28	女性が地域や企業など社会で活躍するための知識や力を身につける学習機会の提供や、活躍する女性の事例を紹介するなどチャレンジ意識の高揚を図る情報の提供に努めます。	男女共同参画人材育成講座として、「プチ起業講座」を実施した。	A	今後も社会情勢や市民のニーズに応じたテーマの講座を開講する必要がある。講座内容については市民が気軽に参加しやすく、かつスキルアップが図れるよう検討していく。	人権室
				今年度は女性のためのエンパワメント支援となる事業は実施できていない。	C	幅広い生涯学習事業の中で効果的に女性のためのエンパワメントに関する講座を開催するために内容等の精査が必要。	生涯学習課
		29	働く女性のためのスキルアップなどの講座や、再就職を希望する女性のための職業能力を高める学習機会の提供を行います。	男女共同参画人材育成講座として、「プチ起業講座」を実施した。	A	今後も社会情勢や市民のニーズに応じたテーマの講座を開講する必要がある。講座内容については市民が気軽に参加しやすく、かつスキルアップが図れるよう検討していく。	人権室
	施策の方向11 災害対策における男女共 同参画の推進	30	女性、高齢者、障害者、子育て中の親、外国人などの視点を取り入れた防災計画や災害対応マニュアルの見直しを推進します。	令和3年3月に本市地域防災計画を改訂し、要配慮者に対応する内容を明記し、防災訓練等を実施し、課題の発見と解消に努めた。	B	女性や高齢者、障害者等災害時に配慮が必要な方を含めた全市民にとって実効性のある計画・マニュアルとするため、今後も定期的に見直し・改善を行い、さらなる充実に努める。	危機管理室
		31	避難時や避難所における実態や課題を把握し、特に日本語やITによる情報提供に対応できない災害弱者への対応を検討します。	要配慮者利用施設との防災訓練を実施することで、災害時の協力体制や情報伝達体制の強化を図り、災害弱者への対応力の向上に取り組んだ。	B	今後も自主防災訓練や出前講座を通じて要配慮者・災害弱者の意見も考慮した内容を周知する。	危機管理室
				国で発出される男女共同参画の視点による災害対応の指針等や課題等については、随時危機管理室と情報共有を図っている。	B	災害弱者への対応については、危機管理室とともに検討していく必要がある。	人権室
		32	自主防災組織の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	地区防災計画の作成支援にあたって、地域の女性が多く参画され、男女が意見を交わし地区防災計画の作成を進めた。	B	自主防災組織は区長を含め地域の役員が担当しているため、現状女性の割合が少ない。今後も女性防火クラブを始めとして自主防災組織への参画を促す。	危機管理室

基本方向Ⅱ 人権尊重と安心して暮らせる地域社会づくり

A= 64.6%
B= 31.3%
C= 0.0%

基本施策	施策の方向	NO	事業内容	取組実績	自己評価	進捗状況・課題	担当課
基本施策5 暴力のない社会の形成	施策の方向12 あらゆる暴力を許さない社会意識の浸透	33	あらゆる暴力を根絶するための研修や講演会、地域への出前講座などを開催します。	市職員向けに、DV防止対策連絡会議の後に実務者研修として、弁護士によるDVに関する基礎研修を開催した。また、まちづくり出前講座にて男女共同参画についての講座を実施し、DVについての啓発を行った。	A	市職員、市民に向けて啓発することができた。	人権室
		34	あらゆる暴力を根絶するためにパンフレット、リーフレットなどを配布し、情報提供を行います。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせて、住道駅前デッキにてパープルライトアップキャンペーンを実施し、市民に向けてリーフレットを配布するなどの啓発活動を行った。	A	リーフレット配付のほか、パネル展示やパープルリボンのオブジェの作成に協力してもらうなど、関心を持ってもらう工夫をしたことで、効果的に啓発することができた。	人権室
				毎月発行のセンターだより「北斗」の「人権の窓」に掲載	A	子ども・青少年にわかりやすい内容の掲載が心がる。	北条青少年教育C
				センターだより「子どもの人権コーナー」を使い啓発	B	子どもの中のいじめ問題について取り上げ、掲載している	野崎青少年教育C
				東部図書館で11月に「女性の悩みサポートライン」と銘打って、幅広く女性の人権問題に関する資料の展示やリーフレットの配布を行った。人権週間にあわせて、大東市立図書館が発行している広報誌「図書館だより」の12月号にヘイトスピーチに関する啓発コラムを掲載した。また人権の相談窓口の電話番号も記載し、相談窓口の広報にもつとめた。また、人権に関する図書の展示を行い、啓発活動を行った。	B	資料の数が限られているため、今後も資料の収集に努め、より充実した展示や図書の紹介を行う必要がある。さらに同様の啓発展示を年間を通して啓発していく必要がある。 「図書館だより」以外にも、館内掲示など、図書館のあらゆる媒体での広報が必要。また、年間を通じた人権に関する啓発コラムの掲載が必要。	生涯学習課
		35	インターネットやSNSを通じた犯罪被害やトラブルを防ぐため、青少年のネットリテラシー向上に向けた取り組みや、市民への啓発活動を推進します。	青少年指導員会で、青少年を取り巻くインターネットやSNSの状況についての講演会に参加し、広報活動を行った。	B	講師を招いての公演や、引き続き広報活動による周知などを行う。	生涯学習課
				市内全小中学校において、SNSの安全な使い方、ネットモラル・ネットリテラシーをテーマにした情報モラル教育を実施することができた。	B	児童生徒向けに各校で情報モラル教育を実施したが、保護者向けに、学校ホームページ等での発信に加え、参観等、保護者が来校する機会にあわせて情報モラル教育の実施を検討する必要がある。	ICT教育戦略課
	施策の方向13 セクシュアル・ハラスメント防止対策の強化	36	学校における子どもへのセクシュアル・ハラスメント防止研修、相談体制、被害への適切な対応体制を強化します。	学校(園)におけるセクシュアル・ハラスメントの防止および対応に関するガイドラインによる啓発	A	ガイドラインにて、防止や対応について具体的に示し、各学校(園)で予防啓発をし、各学校(園)においてセクシュアル・ハラスメント担当を置き情報の交換、共有をおこなった。	指導・人権教育課

基本施策5 暴力のない社会の形成	施策の方向14 女性や子どもへの暴力の根絶に向けた対策の推進 【重点施策】	37	DVについて正しく理解できるよう、わかりやすい広報に努めるとともに、被害にあった場合に適切に対処できるよう、多様な媒体で広く相談窓口の周知を図ります。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」には、市報やHP、FB等で周知し、パープルライトアップキャンペーンを実施するなど、様々な媒体で情報提供をおこなっている。また、DV相談先が記載された「DV相談ナビ」カード（国作成）を庁舎内女子トイレに設置し、被害者が人目にふれず持ち帰れるよう配慮した。	A	潜在的な被害者がいると推測されるため、より一層の周知が必要である。	人権室
		38	学校教育などを通じて、若年層を対象にデートDVの認知と、デートDVに対する正しい理解を促す学習機会を提供します。	中学生を対象に市内中学校においてデートDV防止教室を実施した。また、生涯学習センターアクロスの男女共同参画図書コーナーにてデートDVに関する図書を配架し貸し出しを行っている。	A	デートDV防止教室は、令和5年度には中学生を対象に5校で教室を開くことができた。今後も継続し、より一層の周知が必要である。	人権室
				いのちの学習の実施	B	低学年からのプライベートゾーン、いいタッチ悪いタッチ等について学ぶ機会を持った。また、中学校において、いのちの学習を通してデートDVについて学ぶ機会を持った。	指導・人権教育課
		39	子どものときから自尊感情を育み、暴力によらない問題解決能力やコミュニケーション能力を身につける教育プログラムに取り組みます。	集団づくり 異学年交流 非行防止教室 ソーシャルスキルトレーニング	A	異学年交流や一人ひとりを尊重する集団づくりの取組みを通じて、児童生徒の自尊感情を育み、非行防止教室やソーシャルスキルトレーニングを通じて、暴力によらず、コミュニケーション能力を身につける意欲や技能を養った。	指導・人権教育課
		40	大阪府主催の市町村DV相談担当者ブロック別連絡会を通じて情報収集をするとともに、市DV防止対策連絡会議において、関係課・関係機関が課題を共有し、適切な対応につながる連携強化を図ります。	DV被害者への支援は、庁内や他機関との連携が不可欠であることから、市DV防止対策連絡会議をはじめ府ブロック別DV担当者会議で情報の共有・収集を行い意見交換を実施し、連携強化を図っている。	A	DVと児童虐待や障害者虐待、高齢者虐待の事案との関連性があるため、引き続き関係部署との連携が必要である。	人権室
		41	児童虐待や障害者虐待、高齢者虐待等の事案とDVの関連を考慮して、適切な支援につながるよう担当課間の連携を強化します。	児童虐待事案については関係機関と協力をし、館にできる範囲で支援を行っている	B	現状要対協への参加できていないため、情報共有の面で個人情報保護の壁に当たっている。要対協への参加を希望している。	野崎青少年教育C
				学校園や医療機関、子どもと関わりのある関係機関等と情報共有を行うとともに、関係各課との連携を強化し、児童虐待の早期発見や対応に努めている。	A	関係機関等の連携により、早期対応や支援が実施できていると認識している。 なお、令和6年度からこども家庭センターを設置し、関係機関の更なる連携強化を図っているところである。	こども家庭室子ども支援グループ
				過去の障害者虐待防止連絡会議において、DVかつ障害者虐待にあたるケースが必ずしも両課で情報共有がなされていないという意見があった。 以降、両課にまたがるケースにおいては情報共有を行うように努めている。	A	警察からの通報は必ずしも人権室と障害福祉課の両課に来ないため、双方の担当課が意識して情報共有に努める必要がある。	障害福祉課
				日頃の支援業務を行う中で、様々な分野の関係機関と適宜連携を図っており、築かれた支援ネットワークを虐待事例の対応においても活用している。また、地域包括支援センターが中心になって、介護保険サービス事業所向けの高齢者虐待防止研修も毎年行っている。	A	虐待対応では、被虐待者の支援だけではなく、養護者等の支援も含まれ多世代にわたる課題には様々な分野の関係機関の協力が不可欠であるため、日頃から支援ネットワークを構築し、維持していく。	高齢介護室高齢支援グループ

基本施策5 暴力のない社会の形成	施策の方向15 相談体制の整備	42	「女性の悩みなんでも相談」などの相談体制を周知するとともに、相談窓口の整備・充実を行います。	相談体制を充実するために「女性の悩みなんでも相談」について引き続き月4回で実施。令和3年度に引き続き、面談に加えて電話相談を実施した。また、女性の悩みサポートライン（特設電話相談）を毎年6月と11月に各月2日間実施。男性のための相談についても、職員による相談を行うとともに専門相談の情報提供を行っている。	B	「女性の悩みなんでも相談」について、相談件数は増加傾向にあり即座に相談を受けることが困難な状況にある。今後、相談日時のさらなる充実の検討が必要。また、男性のDV被害関係の研修や経験を通じてスキルアップが必要である。	人権室
		43	警察や女性相談センター等の関連する相談機関との連携強化とともに緊急時の24時間相談や専門相談、男性相談、メール相談、外国人向けの多言語対応相談など、多様な相談窓口情報を周知します。	DV防止対策連絡会議において警察や大阪府女性相談センター、四條畷保健所などの外部関係機関も含め連携している。また多様な相談窓口については、市報や、ホームページ等にて周知を行っている。	A	今後も実質的な連携ができるようケースごとに情報を共有し、継続していく。	人権室
基本施策6 DVの防止と被害者の保護・自立支援	施策の方向16 緊急時における被害者の安全確保	44	緊急を要する一時保護については、大阪府や警察との連携のもとで被害者の安全確保を図ります。	被害者の安全を第一に大阪府、警察等とは情報の共有化を図り、連携して対応している。保護後の支援が必要な場合は大阪府と各関係課との間に入り調整に当たっている。	A	緊急一時保護被害者に対して引き続き各関係部署と連携し、迅速な対応が必要である。	人権室
	施策の方向17 被害者の自立支援	45	住民基本台帳事務における支援措置の運用を適切に実施します。	支援措置申出書の申請があった場合、審査後、速やかに関係市区町村に連絡し、支援措置決定通知書を申出者に送付している。また、支援の開始日から住民票、戸籍の附票の交付請求の制限を実施している。	A	関係機関とも連絡を取り、申出者の希望に沿った対応を行っている。閲覧制限の対象ではない戸籍謄本等の請求に対し、住所地が特定される表記がある場合にマスキング等を実施するか判断が市町村によって異なるため、より慎重な対応が必要である。	市民課
				住民基本台帳事務における支援措置について、市民課や関係各課と連携し、スムーズにつなげる運用をおこなっている。	A	支援措置の件数が増加傾向であるが、市民課や関係各課とも連携しながら適切に対応している。	人権室
		46	経済的支援、生活、就労、子どもの保育や就学など、被害者の自立に向けた様々な制度に関する情報を提供し、それぞれの窓口において被害者の状況に配慮した適切な支援を行います。	相談者に何が必要なのか時間をかけて面談し、ケースに応じた支援を行っている。また、一時保護等の際では、事前に必要な庁内での手続き等について、職員が付き添い対応を行っている。	A	引き続き相談者の状況にあった適切な支援を行う。	人権室
基本施策7 生涯を通じた男女の健康支援	施策の方向18 性差に配慮した健康課題の啓発	47	男女の身体的性差や課題の違いを考慮して、だれもが、いつでも、どこでも、健康づくりができるよう支援します。	集団や個別、平日や休日の健診を設定し、受けやすい体制を作っている。また、ウォーキングイベントを実施し、継続して健康づくりに取り組めるように工夫している。	A	参加の少ない若い世代向けにイベントを継続、PRを実施している。	地域保健課
		48	心の病の理解や自殺のサインを見逃さないなど自殺予防対策を推進します。	大東市自殺対策計画に沿って関係機関と連携し、自殺予防に関する啓発・事業等を推進。	A	市民向けゲートキーパー研修の実施や関係機関向けの自殺未遂者支援にかかる研修会等を開催している。	地域保健課

基本施策7 生涯を通じた男女の健康 支援	施策の方向19 ライフステージに応じた心 身の健康対策の推進	49	健(検)診の呼びかけや健康教育、健康相談などの情報提供や、女性が自分の身体の保持や妊娠・出産に関して自己決定権を持つリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った性教育や啓発を行います。	出前講座での健康教育、育児相談会、乳児健診やLINE等のSNSを活用する等様々な機会を通じて、健(検)診の呼びかけや、健康に関する情報提供をリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立ち実施している。	A	あらゆる機会を通じた健康に関する情報提供を継続。	地域保健課
			いのちの学習の実施		A	学年に応じて、系統立てた性教育を担任教員だけでなく養護教諭や助産師等とも連携しながら、妊娠や出産、中絶、避妊等について学習した。	指導・人権教育課
		50	ライフステージに応じた各種の健(検)診及び保健指導の体制充実を図ります。	各ライフステージに応じた健康課題に対して、集団や個別、平日や休日の健診を設定し、受けやすい体制を作っている。電話や文書による受診後の受診勧奨や指導も実施。	B	各種の健(検)診実施医療機関は徐々に増えている。引き続き、実施体制の充実を図る。	地域保健課
基本施策8 困難な状況におかれた人 への支援	施策の方向20 ひとり親家庭への支援	51	ひとり親ならではの育児負担や生活状況に配慮して、ひとり親家庭に対する就労支援や子ども食堂、ネウボラなどの子育て支援を充実します。	2名のキャリアカウンセラーを配置し、職種・勤務時間などニーズに寄り添った就労支援を実施。	B	就職率約93%(26名)であるが相談者数(48名)が上昇するよう効果的な広報が必要	こども家庭室子ども支援グループ
		52	養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費の取り決めや履行確保にかかった費用について補助します。	令和5年度から取り決め支援(5名)、履行確保(1名)の補助を実施。	B	初年度から対象者に支援を実施したが、潜在的相談者に届く広報が必要	こども家庭室子ども政策グループ
	施策の方向21 性の多様性に対する理解の促進及び性の多様性を尊重する環境の整備	53	多様な性のあり方やセクシュアル・マイノリティへの理解を深めるための教育や啓発を推進します。	市ホームページにおいて性の多様性についてのリーフレットの掲示およびパートナーシップ宣誓制度の案内を周知した。また、市民じんけん講座やブロック研修会などでLGBTQについての研修を行った。	A	性的少数者への理解を深めるために、あらゆる機会を通じて周知等を引き続き行っていく必要がある。	人権室
				LGBTQやジェンダーバイアス等の社会の課題に関する人権学習や社会科の授業の実施	A	セクシャル・マイノリティの当事者の講話や動画教材等を通じて多様な生の在り方について学ぶ機会を持った。	指導・人権教育課
		54	セクシュアル・マイノリティが抱える困難への配慮について、市民・事業所などへの啓発促進につながるような、行政サービスの充実に取り組みます。	新規採用職員研修においてLGBTQについて研修し、理解促進を図るとともに窓口対応等に寄与した。	A	令和5年度中、新たに1組にパートナーシップ宣誓書受領書等の交付を行った。広域自治体間連携も開始した。今後も周知等を引き続き行っていく必要がある。	人権室
				センターだより「子どもの人権コーナー」を使い啓発	B	子どもにわかりやすい内容で掲載し、啓発を行う	野崎青少年教育C
		55	パートナーシップ宣誓制度について理解を得るため、広く周知するとともに宣誓者が利用できる行政サービスの充実を図ります。	令和6年4月より、大阪府・京都府・兵庫県の3府県で広域自治体間連携の制度を開始した。	A	制度の開始をHPやSNSで広く周知した。また、自治体が新規加入する毎に随時HPを更新している。	人権室
		56	セクシュアル・マイノリティへの偏見をなくし、一人ひとりの性に関する自己決定権が尊重されるよう、学習の機会や情報提供などの啓発をすすめます。	市民祭りにてLGBTQに関するパネル展示を行った。	A	多くの市民が参加する機会に情報を提供することができた。	人権室

基本施策8 困難な状況におかれた人 への支援	施策の方向21 性の多様性に対する理解 の促進及び性の多様性を 尊重する環境の整備	57	セクシュアル・マイノリティの児童・生徒の人権尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、関係諸機関などと連携し適切な配慮を行います。	ジェンダーレスの観点も取り入れた制服等の見直しや、個別のニーズに基づいての更衣等の際の配慮	B	可能か限り本人の性自認の状況やニーズに基づいて更衣場所や宿泊学習での入浴の配慮等をおこなっている。	指導・人権教育課
		58	市職員が性の多様性について正しい知識をもち、セクシュアル・マイノリティに配慮した窓口対応ができるよう全庁的に周知徹底を図ります。	新規採用職員に向け、LGBTQへの理解が深まるよう研修を行った。	B	新規採用職員以外の現職の職員には改めて周知する機会を持っていない。	人権室
		59	セクシュアル・マイノリティの方々や関係者の悩みや困りごとに関する相談体制の充実を図ります。	HPにて、性の多様性についてのリーフレットに関する内容以外の情報は更新されていない。	B	パートナーシップ宣誓制度やLGBT理解増進法についてなど、性の多様性に関する情報をまとめたページの作成が必要である。	人権室
	施策の方向22 複雑化・複合化した支援 ニーズに対応する包括的 な支援体制(重層的支援 体制の充実)	60	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する就労支援や、外出困難なひきこもり等にある方を対象に就労に向けた準備支援を行います。	自立相談支援機関「くらしサポート大東」では生活困窮者の一人ひとりの状況に応じた就労支援を実施し、若者及び中高年のひきこもり支援が連携・協働を図りながら、就労に向けた包括的なひきこもり支援を実施しています。	A	若者及び中高年のひきこもり支援については、支援対象者の過去の経緯、状態、環境の状況等を理解した上で、本人や家族に寄り添い、段階的に就労に向けた準備支援を着実に移行していきます。	福祉政策課
				市民からの相談があれば、その都度対応	A	相談内容に適切と思われる関係課・関係機関へ繋ぐ	北条青少年教育C
		61	高齢者、障害者、ひとり親家庭、外国人など生活上の困難を抱える市民に対して、安心して生活が営めるよう必要かつ合理的な配慮を行い、一人ひとりの自立を支援します。	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが高齢者、ご家族等の各種相談に応じ、状態や状況を把握した上で、対象者の能力を活かした自立支援を行っている。	A	高齢者を個人・環境因子の双方から適切にアセスメントし、関係者で適切に共有し本人の能力・意欲を最大限に引き出し、その人らしい生活を送ることができる環境を整えることが必要となる。	高齢介護室高齢支援グループ
				パンフレット「大切です！あなたの介護保険料」、「あなたといっしょに介護保険」、「介護保険サービス事業所一覧」を作成。男女共同参画の視点をもって作成するとともに、高齢者を対象としていることから、分かりやすく見やすい誌面の作成に努めた。	B	・高齢者に対してマイナスイメージを喚起するような表現は避ける必要がある。 ・複雑な介護保険の制度内容を理解してもらえ る誌面づくりに努める必要がある。	高齢介護室介護保険グループ
	施策の方向23 困難な状況におかれて いる女性への支援【重点 施策】	62	重層的支援体制整備事業の実施に向けて、8050問題など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりをすすめます。	令和5年度に庁内検討会及び関係各課会議を開催し、令和6年度に実施する移行準備業務の取組や多機関協働事業についての検討及び公募型プロポーザル選定審査会を実施した。	A	令和7年度の重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて、福祉分野の現場の実態調査を実施し、多機関協働事業を中心に、移行準備業務の取組を実施しています。多機関協働事業の中で、複雑化・複合化した課題の解決に向けて、関係機関等の役割分担、支援の方向性の整理等といった事例全体の調整を行い、支援者を支援し、相談者本人に直接的な支援を行います。	福祉政策課
		63	社会生活を営む上で困難を抱える女性への支援のため、女性相談支援員を配置し、相談体制の拡充を図ります。	令和6年4月より女性相談支援員を1名配置するよう、体制の整備を図った。	A	府主催の支援調整会議参加や女性相談支援員としてのスキルアップ等を充実させ、更なる相談体制の拡充を図る。	人権室
		64	困難な問題を抱える女性へ必要な情報提供を行い、関係諸機関や民間団体等と連携し適切な支援を行います。	女性支援法の施行に伴い市HPで周知を図った。また、大東市DV防止対策連絡会議にて関係諸機関との連携強化を図った。	A	今後も新たな情報があれば随時更新を行う。	人権室
		65	困難な問題を抱える女性への支援のため、相談先や支援窓口について効果的な周知を行うとともに、啓発に取り組みます。	市HPでDV相談を掲載している他、令和5年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に積極的に暴力の根絶に向けた啓発を行った。	A	今後も引き続き市HPを充実させ、暴力の根絶に向けた啓発を行う。	人権室

基本方向Ⅲ 男女共同参画の意識づくり

A= 42.9%
B= 57.1%
C= 0.0%

基本施策	施策の方向	NO	事業内容	取組実績	自己評価	進捗状況・課題	担当課
基本施策9 子どもの頃からの平等意識の醸成	施策の方向24 就学前における平等教育の推進	66	性別にとらわれず子どもたちの個性を育む保育・教育を行えるよう、保育士や保育教諭、幼稚園教諭の意識を高める研修や情報交換を行います。	年度当初、職員全体による子どもの権利条約の読み合わせを行うとともに、人権保育講座等の研修に、積極的に参加している。合わせて、認定こども園で性の正しい理解についての研修を実施し、保育士・保育教諭の意識の向上に努めた。	B	研修内容を園内で共有するなどし、職員全体で意識が高まるようにしている。	こども家庭室保育 幼稚園グループ
				研修会への参加による教員の意識向上	A	園内における勉強会や、様々な研修への積極的な参加を通して情報交換や共有を行い、男女共同参画への意識を高めている。	指導・人権教育課
		67	男女平等、男女共同参画の視点に立った指導内容の充実を図ります。	子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもらしさや、相手の心や気持ちを認め合えるような教材を選び保育の中で伝えるようにしている。	B	年度当初作成する年間指導計画に基づき、毎月工夫を凝らして取り組んでいる。	こども家庭室保育 幼稚園グループ
				絵本の読み聞かせ 日々の人権教育の観点での指導	A	幼稚園における絵本の読み聞かせや日々の保育活動における工夫(男女ペア等)により、固定観念を持たないよう配慮するとともに、共同参画の視点を育むよう配慮している。	指導・人権教育課
	施策の方向25 学校における平等教育の推進	68	教職員の共同参画意識を高める研修を定期的に開催します。	人権教育研修会 学習会の開催	B	大東市人権教育研究協議会の男女平等教育専門部会において、授業づくりについての研修を実施した。	指導・人権教育課
		69	男女平等教育担当者の研修や交流を基盤にして、平等教育カリキュラムの充実を図ります。	人権教育ヒアリング 人権教育拡充事業	B	各学校(園)において男女平等教育についての担当者を置き、取組みの推進、充実を図った。人権ヒアリングで各学校(園)の取組みを聞き取り、好事例を学校間で共有した。	指導・人権教育課
		70	大東市人権教育基本方針及び大東市人権教育推進指針に基づいて男女平等教育を推進します。	学習会の開催	B	大東市人権教育研究協議会の男女平等教育専門部会において、講師を招いての研修を実施した。	指導・人権教育課
		71	性別にとらわれず、自身の進路に対する目的意識を高め、労働を含め意欲を持って生活できるよう、発達に応じたキャリア教育を推進します。	キャリア教育の推進	A	キャリアパスポートを活用し、自身の取組みを振り返るとともに、進路に対する目的意識を高める学習を行った。職業についても性別にとらわれず、様々なジャンルを知る機会を設けた。	指導・人権教育課

基本施策9 子どもの頃からの平等意識の醸成	施策の方向26 家庭・地域における平等意識の啓発・浸透【重点施策】	72	子どもの個性を尊重して平等な子育てが行われるよう、懇談や参観など保護者とのかわりや交流のなかで、保護者に対する意識啓発に努めます。	年3回の保護者懇談会において、子どもが集団の中で関わり合いながら育つ姿や、その中で育つ心の成長について伝えたり話し合ったりし、啓発に努めている。	B	保護者参観の機会に、我が子の成長と共に子ども同士が関わり認め合う姿を通して子どもを尊重し子育てできるよう、内容を工夫している。	こども家庭室保育幼稚園グループ
				教育活動の周知	B	参観や懇談、学校だより、学級通信、学校ホームページ等で保護者へ周知している。	指導・人権教育課
		73	地域で子どもとかかわる大人に対して、男女平等の視点に立った指導や機会の提供が行われるよう区長会等と連携を図りながら啓発をすすめます。	まちづくり出前講座「男女共同参画社会ってなんだろう？」をメニューの1つとして掲げて、地域に男女共同参画について研修機会を設けている。	A	まちづくり出前講座にて男女共同参画についての講座を実施した。	人権室
				区長に対して、人権啓発の活動（人権に関する動画鑑賞）を実施した。	B	地域の方々に対して、より幅広く啓発する手法を検討する。	市民政策課
基本施策10 共同参画意識の醸成	施策の方向27 平等・共同参画意識の促進	74	市広報誌やホームページなどを活用し、あらゆる機会をとらえて、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた共同参画に関する広報・啓発を進めます。	毎年6月に広報だいのうの人権のひろばに男女共同参画をテーマに記事を掲載。また、市ホームページや市フェイスブックに講座などの啓発事業の案内、男女共同参画推進条例、第4次大東市男女共同参画社会行動計画などを掲載し、周知・啓発に努めている。	B	プランに掲げる目標の達成に向け、様々な媒体の活用を検討していく必要がある。	人権室
		75	自治会などの地域において、出前講座及び地域集会を開催し、啓発強化に努めます。	まちづくり出前講座「男女共同参画社会ってなんだろう？」をメニューの1つとして掲げて、地域や団体向けに男女共同参画について研修機会を設けている。	A	まちづくり出前講座にて男女共同参画についての講座を実施した。	人権室
		76	男女共同参画拠点の機能強化を図り、男女共同参画ルームの活動支援や各種情報提供を充実します。	男女共同参画意識を醸成し、男女共同参画の視点を持ったグループを増やすことに努めており、グループの活動支援として、ルームや必要な備品等の無料貸出を行っている。また、男女共同参画関連図書の蔵書数を増加し充実を図っている。	A	男女共同参画ルーム登録団体が新たに加入した。また、次年度開催予定のカラフルフェスタにて団体のPRを行い、さらなる活性化を図る。	人権室
		77	共同参画施策をすすめるための基礎資料となるよう、共同参画に関する意識や実態、取り組み状況等について継続的に情報収集・分析を行います。	毎年予算の範囲内で基礎資料となる書籍を購入している。また、男女共同参画の推進に必要な情報収集に努めている。	B	情報収集はしているが、集めた情報を十分に活用しきれていない。	人権室
	施策の方向28 共同参画に関する情報の収集・分析と提供	78	共同参画に関する情報資料や図書等を充実し、利用を促進します。	毎年予算の範囲内で図書を購入し、生涯学習センター「アクロス」において、男女共同参画に関する図書やDVDを配架し貸出を行っている。また、市ホームページに貸出図書一覧表を掲載している。毎月テーマを設定して関連図書を展示し、フェイスブックで発信している。	B	あらゆる機会を捉え、周知に努めてはいるが、図書コーナーの利用者が少ないためPRが必要。	人権室
				図書館では人権週間に合わせて、関係資料の展示を行い、利用者に対する啓発活動を行っている。その他に、西部図書館では男女共同参画週間に合わせた関係資料の展示、東部図書館ではマイノリティに関する資料の展示を行った。	A	今後も資料の収集に努め、人権啓発週間のみならず、年間を通して充実した展示や図書の紹介・講座を行い、啓発していく。	生涯学習課
		79	共同参画社会の形成に関する国・府の動向や他市の先進的な取り組みの情報を収集し、本市における取り組みに活用できるよう関係各課へ提供します。	他市が作成した情報誌やホームページの情報を収集して、男女共同参画施策の推進に必要な情報については施策の推進に活用し、内容に応じて関係所管課へ適宜情報提供をおこなっている。	B	情報収集・提供はしているが、取り組みに十分に活用できているとは言えない。	人権室

基本施策10 共同参画意識の醸成	施策の方向29 性にとらわれない表現の促進	80	各課で発行するポスターやチラシ、広報などのイラストや写真、文章表現を表現ガイドラインに沿ってチェックし、人権を尊重した表現を推進します。	決裁する中で、男女両方の職員や指導主事（教職員）の視点を経ることによって、偏った表現にならないように努めている。	B	引き続き、様々な視点による確認を行い、また『男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン』を用いることにより、人権尊重を踏まえた表現となるよう努める。	教育企画室
				センターだより「北斗」及び館内掲示板等のチェック	A	センターだより「北斗」及び、館内掲示ポスターを作成時のイラスト等、性にとらわれないものを選ぶことを心がける。また、発行・掲示する際に再度チェックする	北条青少年教育C
				センターだよりのチェック	A	職員全体で発行前にチェックを行っている	野崎青少年教育C
				イベントや講座のチラシ作成の際は十分な配慮をしている。また、人権啓発ネットワーク大東機関紙「ぬくもり」においても、同様に十分な配慮をしている。	A	引き続き人権を尊重した表現に配慮する。	人権室
				イラスト等について、固定観念に捉われないよう配慮し、広報「だいとう」（毎月平均5万5千部）を発行。また、用語マニュアルを作成することで、文字（使用漢字）や表現を統一し、各課で確認するように指導。なお、広報誌に記載する文章については、広報担当課でも表現を確認している。	A	引き続き、男女の多様なイメージを表現できるよう努めるとともに、用語マニュアルに基づいて各課で文字や表現を確認できるように研修および指導を行う。ホームページ上においてアクセシビリティの向上など各課の広報担当者への周知徹底が課題であるが研修を行うなど周知に努めている。	広報広聴G
	施策の方向30 施策の立案・実施における共同参画の視点の浸透	81	庁内や学校内における施策や取り組みなどにおいて、平等・共同参画意識の高揚と浸透を図ります。	毎月発行のセンターだより「北斗」の「人権の窓」に掲載	A	子ども・青少年にわかりやすい内容の掲載を心がける	北条青少年教育C
				センターだより「子どもの人権コーナー」に掲載	B	子どもにわかりやすい内容で掲載し啓発	野崎青少年教育C
				関係課長で構成する大東市男女共同参画社会行動計画幹事会を開催し、課題等の共有や意見交換により参画意識の高揚と浸透を図った。	B	関係課長間では課題等の共有により共通認識を持って対応しているが、全庁的な意識の高揚と浸透は十分とは言えない。	人権室
		82	すべての職員が、施策立案の段階および事業実施において共同参画の視点をもてるよう、定期的に研修を実施します。	新規採用職員研修において、男女共同参画推進に向けての研修を実施し、新規採用職員37名（正職員20名、任期付職員16名）が参加した。	B	職場全体に共同参画の意識が定着できるような研修を検討するとともに、現在実施分については継続的に実施していく必要がある。	人事課